

女性支援、母子・父子・寡婦福祉

全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法第2条)

女性支援、母子・父子・寡婦福祉目次

I	女性相談事業	39
II	母子・父子・寡婦福祉事業	40

I 女性相談事業

1 困難な問題を抱える女性への支援

(1) 目的

女性の人権が尊重され、安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指し、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性が、その状況に応じた最適な支援を受けられるよう、関係機関と連携し必要な援助を行います。

(2) 女性相談業務状況

区分		年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 主要内容			215 件	176 件	250 件
① 人間関係	夫等の問題（暴力・酒乱・離婚）		68	34	49
	子どもの問題（子どもからの暴力・養育困難）		20	19	31
	親族の問題（親やその他の親族からの暴力）		4	3	29
	交際相手の問題（交際相手からの暴力）		2	0	0
	男女問題		0	0	0
	ストーカー被害		1	0	0
	家庭不和		0	1	1
	その他		5	4	10
② 経済関係（生活困窮・借金・求職）			67	61	67
③ 医療関係（病気・精神・妊娠・出産）			33	22	36
④ 住居問題			15	32	27
⑤ 帰住先なし			0	0	0
⑥ 売春問題			0	0	0
⑦ 人身取引			0	0	0
(2) 経路別内容			215	176	250
① 本人自身			202	165	233
② 警察関係			1	0	2
③ 法務関係			0	0	0
④ 他の相談機関			7	9	10
⑤ 福祉事務所			0	0	2
⑥ 医療関係			0	0	0
⑦ 教育機関			0	0	2
⑧ 労働関係			0	0	0
⑨ 知人縁故関係			5	2	1
(3) 処理内容			215	176	250
① 女性自立支援施設に入所			0	0	0
② 就職・自営			0	0	0
③ 結婚			0	0	0
④ 家庭へ送還			0	0	0
⑤ 福祉事務所へ移送			0	0	0
⑥ 女性相談支援センターへ移送			0	0	1
⑦ その他の関係機関へ移送			0	0	0
⑧ その他の機関等紹介			38	31	43
⑨ 助言指導			177	145	206

年 度 区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実 人 員	相談件数	実 人 員	相談件数	実人員	相談件数
(4) 相談状況	人	件	人	件	人	件
	98	215	90	176	114	250
来所による相談	74	128	74	104	82	151
電話による相談	24	87	16	72	32	99
そ の 他 (手紙による)	—	—	—	—	—	—

Ⅱ 母子・父子・寡婦福祉事業

1 母子父子福祉資金

(1) 目 的

児童を養育しているひとり親家庭の母又は父に対し、その経済的自立を助け、生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を増進するための資金を貸し付ける制度です。

(2) 貸付対象

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父及び20歳未満の父母のない児童

(3) 貸付申請手続き（申請に必要な書類等）

戸籍謄本と住民票（世帯全員分の写し）、ひとり親家庭の母又は父であることを確認できる書類（児童扶養手当証書等）、保証書、その他別表1のとおり。

(4) 保証人

申請にあたっては、次の要件を備えている保証人が必要です。

- ① 独立して生計を営んでいること。
- ② 県内に1年以上居住し、かつ原則として申請者と同一の広域振興局管内（宮古保健福祉環境センター管内）に居住している親族。

(5) 貸付利率

貸付利率は、連帯保証人をつける場合は無利子、連帯保証人をつけない場合は年1.0%になります。

(6) 貸付金の種類等

貸付金の種類、貸付限度額等は、別表1のとおりです。

2 寡婦福祉資金

(1) 目 的

寡婦の経済的自立の助成と、生活意欲の助長を図るための資金を貸し付ける制度です。

(2) 貸付対象

寡婦及び40歳以上の配偶者のない女性であって現に児童を養育していない方

(3) 貸付申請手続き、保証人、貸付利率、貸付金の種類等

母子父子福祉資金と同じ。

別表 1

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

令和7年4月1日現在

資金名	貸付金の限度額(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利 子	添 付 書 類
事業 開始	3,580,000 (団 体) 5,370,000	一括貸付	貸付日 から 1年間	据置期間 経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	事業計画書 (様式第6号)
事業 継続	1,790,000 (団 体) 1,790,000	一括貸付	貸付日 から 6ヶ月間	据置期間 経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	事業状況調書 (様式第7号) 事業計画書 (様式第6号)
技能 習得	【一般】 月 額 68,000 【特別】一括(12ヶ月相当) 816,000 (自動車運転免許習得の 場合) 460,000	習得期間中 5年以内 一括貸付	習得期間 満了後 1年間	据置期間 経過後 20年以内	無利子 又は 年1.0%	技能習得先で発行 する在籍証明書
修業	【一般】 月 額 68,000 (自動車運転免許習得の 場合) 460,000	習得期間中 5年以内 一括貸付	習得期間 満了後 1年間	据置期間 経過後 20年以内	無利子	技能習得先で発行 する在籍証明書
就職 支度	【一般】 110,000 (通勤のための自動車購入 費用を含めた場合) 340,000	一括貸付	貸付日 から 1年間	据置期間 経過後 6年以内	無利子 又は 年1.0%	就職決定通知書の 写し又は就職を証 明する書類
医療 介護	【医療】 340,000 特 別 480,000 【介護】 500,000	一括貸付	受領期間 満了後 6ヶ月以内	据置期間 経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	医師又は歯科医師 の概算医療費等を 記載した診断書、あ ん摩・マッサージ等 の施術者が発行す る施術料の見積書
生活	【技能習得】 月 額 141,000 【医療介護】 月 額 114,000 【一 般】 月 額 114,000 (母子又は寡婦が生計中心者でない場 合) 月 額 76,000	習得期間中 5年以内 受領期間中 1年以内 ・母子家庭 となって7 年を経過す るまでの期 間中 ・離職した 日の翌日か ら1年以内	習得期間 終了後 受領期間 終了後 貸付期間 終了後 6ヶ月間	据置期間 経過後 20年以内 据置期間 経過後 5年以内 据置期間 経過後 ・生活安定 貸付 8年以内 ・失業 5年以内	無利子 又は 年1.0%	配偶者のない女子 となっている期間 を明らかにできる 書類 ※一括して貸し付 ける場合は3ヶ月 分を限度とする。
住宅	通常の場合 1,500,000 災害、老朽等による増改築 の場合 2,000,000	一括貸付	貸付日 から 6ヶ月間	通常の場合 据置期間 経過後 6年以内 災害、老朽等 による増改築 の場合 据置期間 経過後 7年以内	無利子 又は 年1.0%	建設、購入、補修、 改築又は増築計画 書、同見積書、住居 が他人の所有に属 する場合は所有者 の承諾書
転宅	260,000	一括貸付	貸付日 から 6ヶ月間	据置期間 経過後 3年以内	無利子 又は 年1.0%	住宅の賃宅契約書 の写し、敷金、前家 賃等の一時金を必 要とする証明書
結婚	330,000	一括貸付	貸付日 から 6ヶ月間	据置期間 経過後 5年以内	無利子 又は 年1.0%	結婚予定を証明す る書類 物品購入見積書

資金名	貸付金の限度額（円）				貸付期間	据置期間	償還期間	利 子	添 付 書 類		
就学 支度	小 学 校		64,300		一括貸付	中学校 卒業後 6ヶ月間	据置期間 経過後 20年以内 (専修学校 の一般課 程5年以 内) 修業施設 据置期間 経過後 5年以内	無利子	所得税の非課税 証明書		
	中 学 校		81,000						修 学 終了後 6ヶ月間	入学決定通知書 若しくは入学を 証明する書類	
	高等学校 専修学校 (一般課程)	国公立	自 宅	150,000							
			自宅外	160,000							
		私 立	自 宅	410,000							
			自宅外	420,000							
	大 学 短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自 宅	410,000							
			自宅外	430,000							
		私 立	自 宅	580,000							
			自宅外	590,000							
	国公立大学院			380,000							
	私立大学院			590,000							
	修業施設 (中卒の場合)		自 宅	150,000							
			自宅外	160,000							
修業施設 (高卒の場合)		自 宅	272,000								
		自宅外	282,000								
修学	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自 宅	27,000	修学期間中	修 学 終了後 6ヶ月間	据置期間 経過後 20年以内	無利子	入学決定通知書 又は在学証明書		
			自宅外	34,500							
		私 立	自 宅	45,000							
			自宅外	52,500							
	高等専門 学校	国公立	自 宅	31,500							
			自宅外	33,750							
		私 立	自 宅	48,000							
			自宅外	52,500							
	専修学校 (専門課程)	国公立	自 宅	67,500							
			自宅外	78,000							
		私 立	自 宅	89,000							
			自宅外	126,500							
	短期大学	国公立	自 宅	67,500							
			自宅外	96,500							
		私 立	自 宅	93,500							
			自宅外	131,000							
	大 学	国公立	自 宅	71,000							
			自宅外	108,500							
		私 立	自 宅	108,500							
			自宅外	146,000							
	大 学 院	修士課程		132,000							
		博士課程		183,000							
		専修学校（一般課程）		54,000							
						専修学校 (一般課程) 5年以内					

※申請の場合は上記添付書類の他共通の添付書類があります。

※寡婦貸付所得限度額 2,036,000 円以内。

3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付状況（決定件数）

（単位：件・円）

年 度 区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業開始	—	—	—
事業継続	—	—	—
技能習得	—	—	—
修業	—	—	—
就職支度	—	—	—
医療介護	—	—	—
生活	—	—	—
住宅	—	—	—
転宅	—	—	—
結婚	—	—	—
就学支度	1	3	2
修学	1	3	1
件数計	2	6	3
貸付決定金額計	1,830,000	7,129,000	3,086,000

4 ひとり親家庭等日常生活支援事業

(1) 目 的

ひとり親家庭等の方が、修学等の自立を促進するために必要な理由や、疾病等の理由により、一時的に介護や保育等のサービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。

(2) 対 象

派遣の対象は、母子家庭、寡婦、父子家庭であって、次に掲げる事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯です。

- ① 技能習得のための通学、就職活動等
- ② 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等

(3) 支援の内容

乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活用品の買物、医療機関等との連絡、その他の必要な用務

(4) 費 用

家庭生活支援員派遣料は所得によっては負担があります。

(5) 相談・手続き

- ① 家庭生活支援員の派遣を希望する家庭は、市こども家庭センター子育て支援係に申請書を提出してください。宮古市母子寡婦福祉協会から家庭生活支援員が派遣されます。
- ② 家庭生活支援員になりたい方は、岩手県母子寡婦福祉連合会に申し込んでください。
- ③ 詳しいことは、市こども家庭センター子育て支援係または岩手県母子寡婦福祉連合会にお尋ねください。

岩手県母子寡婦福祉連合会

事務局 盛岡市本町通三丁目19-1 TEL 019-623-8539

市こども家庭センター子育て支援係

TEL (代表) 62-2111 (内線 1317)

(直通) 68-9084

5 自立支援教育訓練給付金事業

(1) 目 的

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。

(2) 対 象

児童扶養手当受給者及び同様の所得水準にある者

(3) 対象講座

雇用保険法の規定による教育訓練給付の指定講座及び国が定める就業に結びつく可能性の高い講座等。

(4) 支給件数（令和6年度実績）

0件

6 高等職業訓練促進給付金等事業

(1) 目 的

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するために養成機関で修業する間、給付金を支給することによって生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とします。

(2) 対 象

児童扶養手当受給者及び同様の所得水準にある者

(3) 対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等

(4) 支給期間

高等技能訓練促進費の支給の対象となる期間は、修業する期間の全期間（上限4年）とする。

(5) 支給件数（令和6年度実績）

2件

